

都市計画審議会委員の役割に関する概要

【審議会の役割】

都市計画法抜粋

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

(まとめ)

- ・ 役割は上記法第77条の2第1項、2項にある三つ（ゴシック太文字）とされています。
- ・ 運営は上記法第77条の2第3項により豊明市都市計画審議会条例に基づき行われます。… **資料第3、4号参照**

※報酬は「豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき、4時間以内の会議のとき5,000円です。

【都市計画の基本理念】

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的、一体的に定めることにより、市民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」をめざして策定するものです。さらに、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」をその基本理念としています。

【都市計画の内容】

都市計画を実現するために都市計画法は、都市計画の内容及びその手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めている。

具体的には、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分や用途地域に代表される地域地区などの土地利用に関する制度、道路、公園、及び下水道など都市施設の整備、並びに土地区画整理事業を始めとする市街地開発事業の都市計画事業などがあります。

(まとめ) … **資料第5号参照**

- ・ 都市計画の内容は上記の三本（ゴシック太文字）の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化されています。
- ・ 決定には県決定、並びに市町村決定のものがあります。

【都市計画決定等の手続きの流れ】

※ **資料第6号参照**

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2の規定に基づき、豊明市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊明市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法令によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、第4条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現に改正前の豊明市都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき任命された同項第1号及び第2号の委員にあっては、改正後の豊明市都市計画審議会条例

第4条第2項の規定に基づき任命された同項第1号及び第2号の委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成12年5月31日までとする。

3 この条例の施行の日から平成12年5月31日までの間において、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき任命された同項第3号の委員の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成16年条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、豊明市都市計画審議会条例（平成12年豊明市条例第7号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、豊明市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次の審議会において、会長の選挙を行うものとする。

(審議会の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集すべき日の5日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第5条 条例第4条第2項第3号に掲げる者のうち、関係行政機関又は県の職員から任命された委員に、事故あるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(会議の非公開等)

第6条 審議会の会議は、原則これを公開するものとする。ただし、審議に関する情報が豊明市の定める審議会等の会議の公開に関する指針（平成14年3月14日決裁）第3項の規定により、審議会が非公開とすることを議決した場合は、この限りでない。

(関係者の出席)

第7条 議長は、議案に関係のある市の職員又は必要と認めた者を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第8条 審議会の会議については、要点筆記した議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録は、公開するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、平成12年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月6日から施行する。

表－１ 都市計画の決定権者及び都市計画に定める事項

都 市 計 画			決定権者	都市計画に定める事項	都市計画に定めるよう努める事項	
都 市 計 画 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 の 方 針			県	区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針	都市計画の目標、土地利用・都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
区 域 区 分			県又は名古屋市	市街化区域と市街化調整区域との区分		
都市再開発方針等	都市再開発の方針	名古屋都市計画区域内の市街化区域	県又は名古屋市	・計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標、当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針 ・上記の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要		
		名古屋都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域		計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要		
	住宅市街地の開発整備の方針	・住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針 ・①又は①及び②に掲げる地区並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要 ①一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区 ②市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる市街化調整区域における相当規模の地区				
	拠点業務市街地の開発整備の方針	拠点業務市街地の開発整備の目標、良好な拠点業務市街地の開発整備の方針、整備又は開発の計画の概要				
	防災街区整備方針	密集市街地内の特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要、防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他の工作物の整備に関する計画の概要				
地 域	第一種低層住居専用地域		市 町 村	種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度	面積	
	第二種低層住居専用地域					
	第一種中高層住居専用地域	種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度		面積		
	第二種中高層住居専用地域					
	第一種住居地域					
	第二種住居地域					
	準住居地域					
	田園住居地域			種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度		
	近隣商業地域			種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度		
	商業地域			種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度	面積	
	準工業地域	種類、位置、区域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの限度		面積		
	工業地域					
	工業専用地域					
	特別用途地区			市 町 村	その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした種類、位置、区域	面積
	特定用途制限地域			市 町 村	種類、位置、区域、制限すべき特定の建築物等の用途の概要	面積
特例容積率適用地区		市 町 村	種類、位置、区域、建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの最高限度	面積		
高層住居誘導地区		市 町 村	種類、位置、区域、容積率、建蔽率の最高限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）、建築物の高さの最高限度	面積		
高度地区		市 町 村	種類、位置、区域、建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域にあっては、建築物の高さの最高限度）	面積		

		項各号に掲げる空港及び地方管理空港			
		そ の 他	市 町 村		
都 市 計 画			決定権者	都市計画に定める事項	都市計画に定めるよう努める事項
都 市 施 設	公園	国 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 公 園	県	種類、名称、位置、区域	種別、面積
		県 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 公 園	県又は名古屋市		
		上 記 以 外	市 町 村		
	緑地	国 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 緑 地	県	種類、名称、位置、区域	面積
		県 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 緑 地	県又は名古屋市		
		上 記 以 外	市 町 村		
	広場	国 又 は 県 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 広 場	県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
	墓園	国 又 は 県 が 設 置 す る 1 0 h a 以 上 の 墓 園	県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
	水道	水道用水供給事業の用に供する水道	県	種類、名称、位置、区域	
		上 記 以 外	市 町 村		
	電 気 供 給 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
	ガ ス 供 給 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
	下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたる公共下水道	県	種類、名称、位置、区域	排水区域
		流 域 下 水 道	県		
		上 記 以 外	市 町 村		
	汚 物 処 理 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	ごみ焼却場・ごみ処理場	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	面積
		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	市 町 村		
	地 域 冷 暖 房 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
	河 川	一 級 河 川	県	種類、名称、位置、区域	構造
		二 級 河 川	県 又 は 名古屋市（名古屋市の区域内のみに存するものに限る。）		
		上 記 以 外	市 町 村		
	運 河		県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	構造
	学 校		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	図 書 館		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	研 究 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	病 院		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	保 育 所		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	市 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	と 畜 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	火 葬 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積
	一 団 地 の 住 宅 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積、建蔽率の限度、容積率の限度、住宅の低層・中層又は高層別の予定戸数、公共施設・公益的施設及び住宅の配置の方針
	一 団 地 の 官 公 庁 施 設		県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	面積、建蔽率の限度、容積率の限度、公共施設・公益的施設及び建築物の配置の方針
	流 通 業 務 団 地		県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域、流通業務施設の敷地の位置及び規模、公共施設及び公益的施設の位置及び規模、建蔽率若しくは容積率、建築物の高さの制限又は壁面の位置の制限	
	一 団 地 の 津 波 防 災 拠 点 市 街 地 形 成 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域、住宅施設・特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模、建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、容積率の最高限度若しくは最低限度又は建蔽率の最高限度	

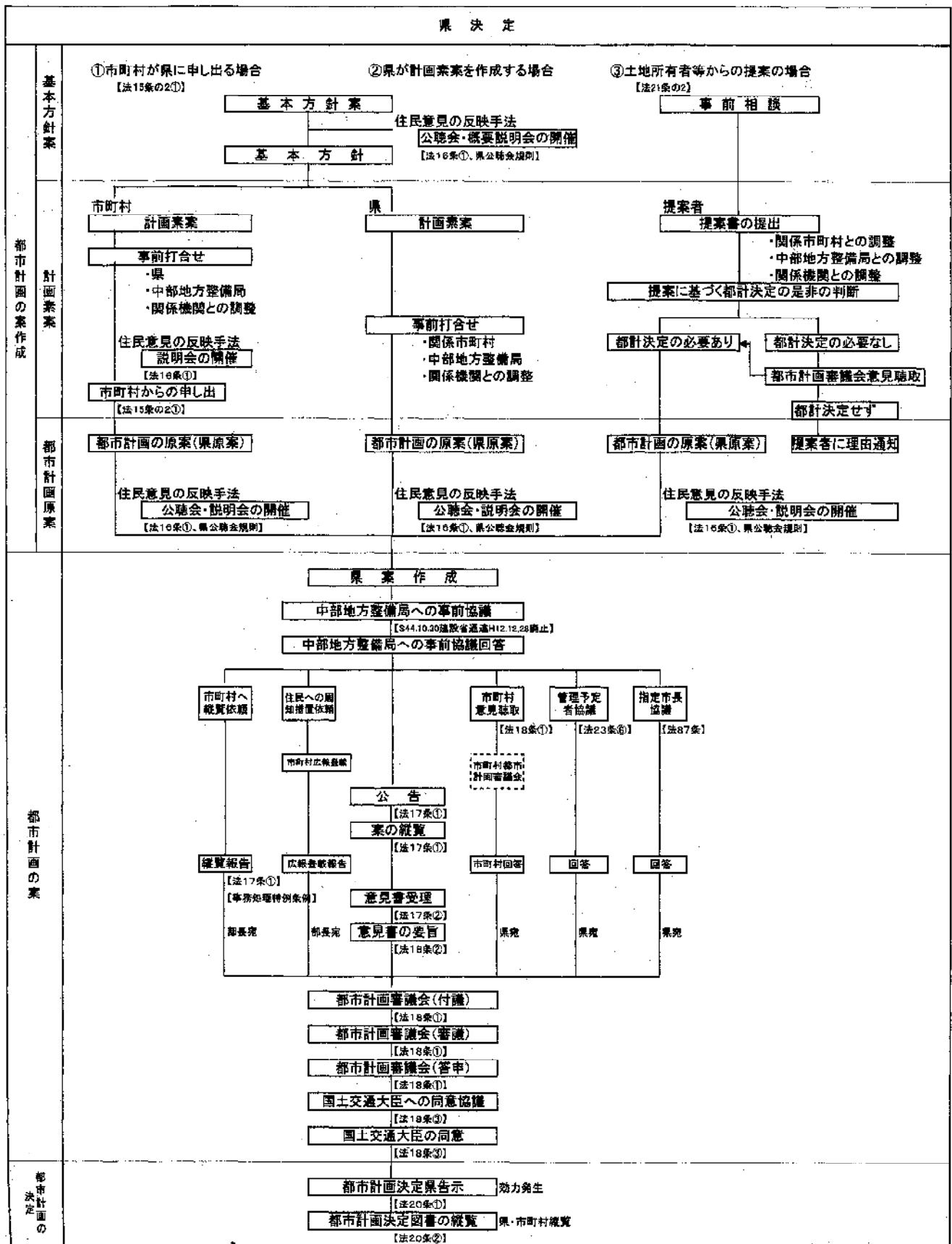
都 市 計 画			決定権者	都市計画に定める事項	都市計画に定めるよう努める事項
地 域 区 画 設 施	高 度 利 用 地 区		市 町 村	種類、位置、区域、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度、壁面の位置の制限（市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。）	面積
	特 定 街 区		市 町 村	種類、位置、区域、容積率、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限	面積、名称
	都 市 再 生 特 別 地 区		県又は名古屋市	種類、位置、区域、面積、建築物その他の工作物の誘導すべき用途（指定の目的のため必要な場合に限る。）、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限	
	居 住 調 整 地 域		市 町 村	種類、位置、区域	面積
	特 定 用 途 誘 導 地 区		市 町 村	種類、位置、区域、面積、建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度及び建築面積の最低限度（必要な場合）、建築物の高さの最高限度（必要な場合）	
	防 火 地 域		市 町 村	種類、位置、区域	面積
	準 防 火 地 域		市 町 村	種類、位置、区域	面積
	特 定 防 災 街 区 整 備 地 区		市 町 村	種類、位置、区域、面積、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限（必要な場合）、建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度（必要な場合）	
	景 観 地 区		市 町 村	種類、位置、区域、面積、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度又は最低限度（必要な場合）、壁面の位置の制限（必要な場合）、建築物の敷地面積の最低限度（必要な場合）	名称
	風 致 地 区	1 0 h a 以 上 (2 以上の市町村の区域にわたるもの)	県	種類、位置、区域	面積、名称
		上 記 以 外	市 町 村		
	駐 車 場 整 備 地 区		市 町 村	種類、位置、区域	面積
	臨 港 地 区	国際戦略港湾、 国際拠点港湾、 重要港湾	県又は名古屋市	種類、位置、区域	面積、名称
		上 記 以 外	市 町 村		
	歴 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区		県又は名古屋市	種類、位置、区域	面積、名称
	緑 地 保 全 地 域	2 以上の市町村の区域にわたるもの	県	種類、位置、区域	面積、名称
		上 記 以 外	市 町 村		
	特 別 緑 地 保 全 地 区	1 0 h a 以 上 (2 以上の市町村の区域にわたるもの)	県	種類、位置、区域	面積、名称
		上 記 以 外	市 町 村		
	緑 化 地 域		市 町 村	種類、位置、区域、面積、緑化率の最低限度	
	流 通 業 務 地 区		県又は名古屋市	種類、位置、区域	面積、名称
	生 産 緑 地 地 区		市 町 村	種類、位置、区域	面積
	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		市 町 村	種類、位置、区域	面積、名称
	航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区		県又は名古屋市	種類、位置、区域	面積
	航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区		県又は名古屋市		
	都 市 道 路 設 施	一 般 国 道	県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	種別、車線の数（車線のない道路である場合を除く。）、その他の構造
		県 道	県又は名古屋市		
		そ の 他	市 町 村		
		高速自動車国道、名古屋高速道路	県又は名古屋市		
		その他の自動車専用道路	県又は名古屋市		
	都 市 高 速 鉄 道		県又は名古屋市	種類、名称、位置、区域	構造
	駐 車 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	面積、構造
	自 動 車 タ ー ミ ナ ル		市 町 村	種類、名称、位置、区域	種別、面積
	交 通 広 場		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
	空 港	空港法第4条第1	県	種類、名称、位置、区域	面積

遊休土地転換利用促進地区	市 町 村	名称、位置、区域	面積
被災市街地復興推進地域	市 町 村	名称、位置、区域、建築行為等の制限等の期間の満了日	面積、緊急復興方針

※決定権者欄に「名古屋市」とある都市計画は、名古屋市の区域においては名古屋市が定める。

	一 団 地 の 復 興 拠 点 市 街 地 形 成 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域、住宅施設・特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模、建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、容積率の最高限度若しくは最低限度又は建蔽率の最高限度	
	電気通信事業の用に供する施設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
	防 風、防 火、防 水、防 雪、 防 砂 及 び 防 潮 の 施 設		市 町 村	種類、名称、位置、区域	
都 市 計 画			決定権者	都市計画に定める事項	都市計画に定めるよう努める事項
市街地 開 発 事 業	土地区画整理事業	50ha超（国の機関又は県が施行すると見込まれるものに 限る）	県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
	新 住 宅 市 街 地 開 発 事 業		県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、住区、公共施設の配置及び規模、宅地の利用計画	面積
	市街地再開発事業	3ha 超（国の機関又は県が施行すると見込まれるもの）	県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、公共施設の配置及び規模、建築物及び建築敷地の整備に関する計画	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
	新 都 市 基 盤 整 備 事 業		県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、根幹公共施設の用に供すべき土地の区域、開発誘導地区の配置及び規模、開発誘導地区内の土地の利用計画	面積
	住宅街区整備事業	20ha 超（国の機関又は県が施行すると見込まれるもの）	県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、公共施設の配置及び規模、施設住宅の建設に関する計画	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
	防災街区整備事業	3ha 超（国の機関又は県が施行すると見込まれるもの）	県又は名古屋市	種類、名称、施行区域、防災公共施設その他の公共施設の配置及び規模、防災施設建築物の整備に関する計画	面積
		上 記 以 外	市 町 村		
促進 区域	市 街 地 再 開 発 促 進 区 域		市 町 村	種類、名称、位置、区域、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区	面積
	土 地 区 画 整 理 促 進 区 域			種類、名称、位置、区域	面積、住宅市街地としての開発の方針
	住 宅 街 区 整 備 促 進 区 域			種類、名称、位置、区域	面積、住宅街区としての整備の方針
	拠 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 区 域			種類、名称、位置、区域	面積、拠点業務市街地としての開発整備の方針
予定 区域	新 住 宅 市 街 地 開 発 事 業 の 予 定 区 域		県又は名古屋市	種類、名称、区域、施行予定者	面積
	新都市基盤整備事業の予定区域				
	一団地の官公庁施設の予定区域				
	流 通 業 務 団 地 の 予 定 区 域		市 町 村		
地区 計 画 等	地 区 計 画		市 町 村	種類、名称、位置、区域、地区整備計画	面積、当該地区計画の目標、当該区域の整備・開発及び保全に関する方針
	再開発等促進区を定める地区計画			種類、名称、位置、区域、地区防災施設の区域（特定地区防災施設にあっては特定建築物地区整備計画）、防災街区整備地区整備計画	面積、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針
	開発整備促進区を定める地区計画				
	防 災 街 区 整 備 地 区 計 画		市 町 村	種類、名称、位置、区域、地区防災施設の区域（特定地区防災施設にあっては特定建築物地区整備計画）、防災街区整備地区整備計画	面積、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針
	歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画		市 町 村	種類、名称、位置、区域、歴史的風致維持向上地区整備計画	面積、当該歴史的風致維持向上地区計画の目標、当該区域の土地利用に関する基本方針、当該区域の整備及び保全に関する方針
	沿 道 地 区 計 画		市 町 村	種類、名称、位置、区域、沿道地区整備計画	面積、沿道の整備に関する方針
	沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画			上記に加え沿道再開発等促進区に関し必要な次の事項 ・道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び沿道地区施設を除く。）の配置及び規模	上記に加え沿道再開発等促進区に関し必要な次の事項 ・土地利用に関する基本方針
	集 落 地 区 計 画		市 町 村	種類、名称、位置、区域、集落地区整備計画	面積、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針

都市計画決定（変更）手続に関する一般的な手続フロー（県決定）



都市計画決定（変更）手続に関する一般的な手続フロー（市町村決定）

